

令和4年6月24日

大阪府泉佐野市「空港連絡橋利用税」の更新

大阪府泉佐野市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される泉佐野市空港連絡橋利用税の概要は以下のとおりです。

課税団体	大阪府泉佐野市
税目名	空港連絡橋利用税（法定外普通税）
課税客体	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為
課税標準	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数
納税義務者	関西国際空港連絡橋の通行料金を支払う者
税率	通行する回数1往復につき100円
徴収方法	特別徴収 （特別徴収義務者 連絡橋の通行料金を収受する者）
収入見込額	（平年度）3.4億円
非課税事項	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する車両
徴税費用見込額	（平年度）約0.2億円
課税を行う期間	5年間（令和5年3月30日～令和10年3月29日）

- ・ 令和4年 3月24日 泉佐野市議会にて条例案可決
- ・ 同 3月25日 総務大臣協議
- ・ 同 6月24日 総務大臣同意

（※）改正条例施行日：未定

担当：自治税務局企画課 原係長、越
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659